

現 行	改 定	摘要
1. 土木工事共通仕様書 昭和52年 4月1日 昭和55年 4月1日一部改定 昭和62年 4月1日一部改定 平成 6年 4月1日一部改定 平成 8年 7月1日一部改定 平成11年 4月1日一部改定 平成13年 4月1日一部改定 平成14年 9月1日一部改定 平成15年 4月1日一部改定 平成15年 9月1日一部改定 平成17年10月1日一部改正 平成18年10月1日一部改正 平成19年10月1日一部改正 平成20年 1月1日一部改正 平成20年 4月1日一部改正 平成21年 2月1日一部改正 平成21年10月1日一部改正 平成22年10月1日一部改正 平成24年 4月1日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成26年 4月1日一部改正 平成27年 4月1日一部改正 平成27年10月1日一部改正 平成28年10月1日一部改定 平成29年10月1日一部改定 平成30年10月1日一部改定 令和元年10月1日一部改定 令和 2年10月1日一部改定 令和 3年10月1日一部改定 令和 4年10月1日一部改定 令和 5年 1月1日一部改定 令和 5年10月1日一部改定 令和 6年 4月1日一部改定 令和 6年10月1日一部改定 令和 7年 4月1日一部改定 令和 7年10月1日一部改定	1. 土木工事共通仕様書 昭和52年 4月1日 昭和55年 4月1日一部改定 昭和62年 4月1日一部改定 平成 6年 4月1日一部改定 平成 8年 7月1日一部改定 平成11年 4月1日一部改定 平成13年 4月1日一部改定 平成14年 9月1日一部改定 平成15年 4月1日一部改定 平成15年 9月1日一部改定 平成17年10月1日一部改正 平成18年10月1日一部改正 平成19年10月1日一部改正 平成20年 1月1日一部改正 平成20年 4月1日一部改正 平成21年 2月1日一部改正 平成21年10月1日一部改正 平成22年10月1日一部改正 平成24年 4月1日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成26年 4月1日一部改正 平成27年 4月1日一部改正 平成27年10月1日一部改正 平成28年10月1日一部改定 平成29年10月1日一部改定 平成30年10月1日一部改定 令和元年10月1日一部改定 令和 2年10月1日一部改定 令和 3年10月1日一部改定 令和 4年10月1日一部改定 令和 5年 1月1日一部改定 令和 5年10月1日一部改定 令和 6年 4月1日一部改定 令和 6年10月1日一部改定 令和 7年 4月1日一部改定 令和 7年10月1日一部改定 令和 8年10月1日一部改定	

現 行	改 定	摘要
1-1-1-31 爆発及び火災の防止..... 1-20 1-1-1-32 後片付け..... 1-21 1-1-1-33 事故報告書..... 1-21 1-1-1-34 環境対策..... 1-21 1-1-1-35 文化財の保護..... 1-24 1-1-1-36 交通安全管理..... 1-24 1-1-1-37 施設管理..... 1-26 1-1-1-38 諸法令の遵守..... 1-26 1-1-1-39 官公庁等への手続等..... 1-29 1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更..... 1-29 1-1-1-41 工事測量..... 1-30 1-1-1-42 不可抗力による損害..... 1-30 1-1-1-43 特許権等..... 1-31 1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償..... 1-31 1-1-1-45 臨機の措置..... 1-32 1-1-1-46 不正軽油の使用の禁止..... 1-32 1-1-1-47 石綿使用の有無..... 1-32	1-1-1-32 爆発及び火災の防止..... 1-21 1-1-1-33 後片付け..... 1-21 1-1-1-34 事故報告書..... 1-21 1-1-1-35 環境対策..... 1-21 1-1-1-36 文化財の保護..... 1-24 1-1-1-37 交通安全管理..... 1-24 1-1-1-38 施設管理..... 1-26 1-1-1-39 諸法令の遵守..... 1-26 1-1-1-40 官公庁等への手続等..... 1-29 1-1-1-41 施工時期及び施工時間の変更..... 1-29 1-1-1-42 工事測量..... 1-30 1-1-1-43 不可抗力による損害..... 1-30 1-1-1-44 特許権等..... 1-31 1-1-1-45 保険の付保及び事故の補償..... 1-31 1-1-1-46 臨機の措置..... 1-32 1-1-1-47 不正軽油の使用の禁止..... 1-32 1-1-1-48 石綿使用の有無..... 1-32	
第1編 共 通 編	第1編 共 通 編	
第1章 総 則	第1章 総 則	
第1節 総 則	第1節 総 則	
1-1-1-2 用語の定義	1-1-1-2 用語の定義	
23. 書面	23. 書面	
書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。	
ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った電子書類については、署名または押印がなくても有効とする。	ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	
1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録	1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録	
受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。	
登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。	ただし、余裕期間制度を適用する工事については、受注時のコリンズ登録を工事開始日から土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に行うことができるものとする。	
また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信され	登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時	

現 行	改 定	摘要
る。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 （追加） 1-1-1-9 工事用地等の使用 1-1-1-10 工事着手 1-1-1-11 工事の下請負 1-1-1-12 施工体制台帳 1-1-1-13 受注者相互の協力 1-1-1-14 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。 受注者は、NETIS登録技術を活用した施工を希望する場合、新技術活用計画書及び新技術活用効果調査表を発注者に提出し、承諾を得たうえで施工するものとする。 1-1-1-15 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-45臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合	にそれぞれ登録するものとする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 1-1-1-9 主任技術者及び監理技術者 1. 主任技術者及び監理技術者の設置 当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。 2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用 受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。 1-1-1-10 工事用地等の使用 1-1-1-11 工事着手 1-1-1-12 工事の下請負 1-1-1-13 施工体制台帳 1-1-1-14 受注者相互の協力 1-1-1-15 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。 受注者は、NETIS登録技術を活用した施工を希望する場合、新技術活用計画書及び新技術活用効果調査表を発注者に提出し、承諾を得たうえで施工するものとする。 1-1-1-16 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-46臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合	

現 行	改 定	摘要
1-1-1-16 設計図書の変更 1-1-1-17 工期変更 1-1-1-18 支給材料及び貸与品 1-1-1-19 工事現場発生品 1-1-1-20 建設副産物 3. 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設副産物処理基準（山梨県県土整備部、平成27年11月1日）、再生資源利用基準（山梨県県土整備部、平成27年11月1日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 11. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。 12. 建設発生土情報交換システム 1-1-1-21 工事完成図 1-1-1-22 工事完成検査 (追加) 1-1-1-23 出来形検査 1-1-1-24 部分検査 1. 一般事項 部分検査は、発注者が工事目的物を部分使用する場合及び部分引き渡しを受ける場合において、特に検査の必要が認められる当該部分について行うものとする。 (追加) 3. 部分検査日 4. 適用規定 1-1-1-25 部分使用 1-1-1-26 施工管理 3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名、施工者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図	1-1-1-17 設計図書の変更 1-1-1-18 工期変更 1-1-1-19 支給材料及び貸与品 1-1-1-20 工事現場発生品 1-1-1-21 建設副産物 3. 法令遵守 受注者は、『建設副産物適正処理推進要綱の改正について』（平成14年5月30日 国官総第122号、国総事21号、国総建第137号）、『再生資源の利用の促進について』（平成3年10月25日 建設省技調発第243号）、建設副産物処理基準（山梨県県土整備部、平成27年11月1日）、再生資源利用基準（山梨県県土整備部、平成27年11月1日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 11. コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム） 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。 12. コブリス・プラス（建設発生土情報交換システム） 1-1-1-22 工事完成図 1-1-1-23 工事完成検査 1-1-1-24 部分引渡しに係る工事完成検査 1. 適用規定 受注者は、部分引渡しに係る工事完成検査については、第3編1-1-1-23工事完成検査の規定を準用する。 1-1-1-25 出来形検査 1-1-1-26 部分検査（部分使用） 1. 一般事項 発注者は、受注者の承諾を得て工事目的物を部分使用することができる。なお、部分使用にあたり、発注者が特に必要と認める場合は、当該部分について部分検査を行うものとする。 3. 検査の実施 受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、部分検査または監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。 4. 部分検査日 5. 適用規定 (削除) 1-1-1-27 施工管理 3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名、施工者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図	

現 行	改 定	摘要
1-1-2を参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正 平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。 1-1-1-27 履行報告 1-1-1-28 週休二日の対応 1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-30 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和7年3月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 16. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 1-1-1-31 爆発及び火災の防止 1-1-1-32 後片付け 1-1-1-33 事故報告書 1-1-1-34 環境対策 1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 5. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄	1-1-2を参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正」について」（平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、「河川工事等の工事看板の取扱いについて」（令和3年5月27日 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号）によるものとする。 1-1-1-28 履行報告 1-1-1-29 週休二日の対応 1-1-1-30 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-31 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達）、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」（平成17年3月31日 国官技第303号、国総施第190号）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 16. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 1-1-1-32 爆発及び火災の防止 1-1-1-33 後片付け 1-1-1-34 事故報告書 1-1-1-35 環境対策 1. 環境保全 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日改正 建設省経機発第58号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 5. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄	

現 行	改 定	摘要
に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改定 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改訂経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 7. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 1-1-1-35 文化財の保護 1-1-1-36 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の 施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示	に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（令和4年6月改正 法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日 建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成24年3月23日 国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」（平成22年3月18日 国総施環第291号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 7. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 1-1-1-36 文化財の保護 1-1-1-37 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の 施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示	

現 行	改 定	摘 要
に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事交通保安施設設置基準（山梨県県土整備部、平成28年4月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 12. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 1-1-1-37 施設管理 1-1-1-38 諸法令の遵守 1-1-1-39 官公庁等への手続等 1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更 1-1-1-41 工事測量 1-1-1-42 不可抗力による損害 1-1-1-43 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。 1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償 1-1-1-45 臨機の措置 1-1-1-46 不正軽油の使用の禁止 1-1-1-47 石綿使用の有無 第2章 土 工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	に関する命令』（令和6年6月 内閣府・国土交通省令第4号）、『道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について』（昭和37年8月30日 建設省道路局長通知）、『道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について』（平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、『道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について』（平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び『道路工事交通保安施設設置基準』（山梨県県土整備部、令和6年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 12. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和7年6月改正 政令第222号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和6年5月改正 法律第34号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 1-1-1-38 施設管理 1-1-1-39 諸法令の遵守 1-1-1-40 官公庁等への手続等 1-1-1-41 施工時期及び施工時間の変更 1-1-1-42 工事測量 1-1-1-43 不可抗力による損害 1-1-1-44 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和7年4月改正 法律第27号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。 1-1-1-45 保険の付保及び事故の補償 1-1-1-46 臨機の措置 1-1-1-47 不正軽油の使用の禁止 1-1-1-48 石綿使用の有無 第2章 土 工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	

現 行	改 定	摘 要
日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成25年12月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月) 建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月) 第3節 河川土工・砂防土工 1-2-3-1 一般事項 4. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 第4節 道路土工 1-2-4-1 一般事項 3. 構造物取付け部 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 7.9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。 8. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 12. 建設発生土の土質区分 建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技	日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成25年12月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について (平成14年5月) 建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月) 第3節 河川土工・砂防土工 1-2-3-1 一般事項 4. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 第4節 道路土工 1-2-4-1 一般事項 3. 構造物取付け部 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならない、橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）11章 橋台躯体背面部 12章橋梁接続区間など」（日本道路協会、令和7年10月）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。 8. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 12. 建設発生土の土質区分 建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日 国官技	

現 行	改 定	摘要
第112号、国官総第309号、国営計第59号）による。 1-2-4-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26 施工管理第8項の規定による。	第112号、国官総第309号、国営計第59号）による。 1-2-4-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-27 施工管理第8項の規定による。	
第3章 無筋・鉄筋コンクリート	第3章 無筋・鉄筋コンクリート	
第1節 適 用 4. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	第1節 適 用 4. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	
第3節 レディーミクストコンクリート 1-3-3-2 工場の選定 1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 （1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 （2）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめ たうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 1-3-3-3 配合 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリ	第3節 レディーミクストコンクリート 1-3-3-2 工場の選定 1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 （1）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 （2）JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめ たうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 1-3-3-3 配合 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリ	

現 行	改 定	摘 要																						
ティーが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。 第5節 運搬・打設 1-3-5-4 打設 1. 一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。 なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。 第6節 鉄筋工 1-3-6-3 加工 4. 曲げ戻しの禁止 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。 第7節 型枠・支保 2. 面取り 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。 第2編 材 料 編 第2章 土木工事材料 第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-2 セメント 3. 普通ポルトランドセメントの品質 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-19の規格に適合するものとする。 <table><caption>表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質</caption><tr><th colspan="2">品 質</th><th>規 格</th></tr><tr><th colspan="2">比 表 面 積 cm²/ g</th><td>2,500 以上</td></tr><tr><th rowspan="2">凝 結 h</th><th>始 発</th><td>1 以上</td></tr><tr><th>終 結</th><td>10 以下</td></tr></table>	品 質		規 格	比 表 面 積 cm ² / g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	ティーが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。 第5節 運搬・打設 1-3-5-4 打設 1. 一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。 なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。 第6節 鉄筋工 1-3-6-3 加工 4. 曲げ戻しの禁止 受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。 第7節 型枠・支保 2. 面取り 受注者は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。 第2編 材 料 編 第2章 土木工事材料 第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-2 セメント 3. 普通ポルトランドセメントの品質 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-19の規格に適合するものとする。 <table><caption>表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質</caption><tr><th colspan="2">品 質</th><th>規 格</th></tr><tr><th colspan="2">比 表 面 積 cm²/ g</th><td>2,500 以上</td></tr><tr><th rowspan="2">凝 結 h</th><th>始 発</th><td>1 以上</td></tr><tr><th>終 結</th><td>10 以下</td></tr></table>	品 質		規 格	比 表 面 積 cm ² / g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	
品 質		規 格																						
比 表 面 積 cm ² / g		2,500 以上																						
凝 結 h	始 発	1 以上																						
	終 結	10 以下																						
品 質		規 格																						
比 表 面 積 cm ² / g		2,500 以上																						
凝 結 h	始 発	1 以上																						
	終 結	10 以下																						

現 行				改 定				摘要
	安定性	パット法	良		安定性	パット法	良	
		ルシャチリエ法 mm	10以下			ルシャチリエ法 mm	10以下	
	圧縮強さ N/mm ²	3d	12.5 以上		圧縮強さ N/mm ²	3d	12.5 以上	
		7d	22.5 以上			7d	22.5 以上	
		28d	42.5 以上			28d	42.5 以上	
	水和熱 J/g	7d	測定値を報告する		水和熱 J/g	7d	測定値を報告する	
		28d	測定値を報告する			28d	測定値を報告する	
	酸化マグネシウム%		5.0 以下		酸化マグネシウム%		5.0 以下	
	三酸化硫黄%		3.5 以下		三酸化硫黄%		3.5 以下	
	強熱減量%		5.0 以下		全アルカリ（Na o e q）%		0.75 以下	
	全アルカリ（Na o e q）%		0.75 以下		塩化物イオン%		0.035 以下	
	塩化物イオン%		0.035 以下		[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Na o e q）の値を0.6％以下とする。			

第7節 セメントコンクリート製品

2-2-7-1 一般事項

3. アルカリシリカ反応抑制対策

受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。

第8節 瀝青材料

2-2-8-1 一般瀝青材料

5. 石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-24の規格に適合するものとする。

2-2-8-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-25、表2-2-26、表2-2-27の規格に適合するものとする。

第3編 土木工事共通編

改 定				摘要
	安定性	パット法	良	
		ルシャチリエ法 mm	10以下	
	圧縮強さ N/mm ²	3d	12.5 以上	
		7d	22.5 以上	
		28d	42.5 以上	
	水和熱 J/g	7d	測定値を報告する	
		28d	測定値を報告する	
	酸化マグネシウム%		5.0 以下	
	三酸化硫黄%		3.5 以下	
	全アルカリ（Na o e q）%		0.75 以下	
	塩化物イオン%		0.035 以下	
	[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Na o e q）の値を0.6％以下とする。			

第7節 セメントコンクリート製品

2-2-7-1 一般事項

3. アルカリシリカ反応抑制対策

受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。

第8節 瀝青材料

2-2-8-1 一般瀝青材料

5. 石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤は、表2-2-17、表2-2-24の規格に適合するものとする。

2-2-8-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和7年10月改正 政令第361号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-25、表2-2-26、表2-2-27の規格に適合するものとする。

第3編 土木工事共通編

現 行	改 定	摘要																																																																																																																		
第1章 総 則 第1節 総 則 3-1-1-8 工事完成図書の納品 5. 地質調査の電子成果品 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。 なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（山梨県県土整備部）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tbody><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td>（平成26年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装調査・試験法便覧</td><td>（平成31年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>アスファルト舗装工事共通仕様書解説</td><td>（平成4年12月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>転圧コンクリート舗装技術指針（案）</td><td>（平成2年11月）</td></tr><tr><td>建設省</td><td>薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針</td><td>（昭和49年7月）</td></tr><tr><td>建設省</td><td>薬液注入工事に係る施工管理等について</td><td>（平成2年9月）</td></tr><tr><td>日本グラウト協会</td><td>薬液注入工法の設計・施工指針</td><td>（平成元年6月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>仮締切堤設置基準（案）</td><td>（令和6年3月一部改正）</td></tr><tr><td>環境省</td><td>水質汚濁に係る環境基準</td><td>（令和5年3月13日環境省告示第6号） （令和5年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧</td><td>（令和3年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>杭基礎施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>全国特定法面保護協会</td><td>のり枠工の設計・施工指針</td><td>（平成25年10月）</td></tr><tr><td>地盤工学会</td><td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説</td><td>（平成24年5月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工－軟弱地盤対策工指針</td><td>（平成24年8月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工要綱</td><td>（平成21年6月）</td></tr></tbody></table>	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（平成29年11月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（平成29年11月）	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）	日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）	建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）	建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）	日本グラウト協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）	国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）	環境省	水質汚濁に係る環境基準	（令和5年3月13日環境省告示第6号） （令和5年3月）	日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）	日本道路協会	杭基礎施工便覧	（令和2年9月）	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	（平成24年5月）	日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）	日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）	第1章 総 則 第1節 総 則 3-1-1-8 工事完成図書の納品 5. 地質調査の電子成果品 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。 なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、「地質・土質調査業務共通仕様書」（山梨県県土整備部）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tbody><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td>（平成26年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>舗装調査・試験法便覧</td><td>（平成31年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>アスファルト舗装工事共通仕様書解説</td><td>（平成4年12月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>転圧コンクリート舗装技術指針（案）</td><td>（平成2年11月）</td></tr><tr><td>建設省</td><td>薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針</td><td>（昭和49年7月）</td></tr><tr><td>建設省</td><td>薬液注入工事に係る施工管理等について</td><td>（平成2年9月）</td></tr><tr><td>日本グラウト協会</td><td>薬液注入工法の設計・施工指針</td><td>（平成元年6月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>仮締切堤設置基準（案）</td><td>（令和6年3月一部改正）</td></tr><tr><td>環境省</td><td>水質汚濁に係る環境基準について</td><td>（昭和46年12月環境庁告示第59号） （令和7年3月31日環境省告示第35号最終改正）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧</td><td>（令和3年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>杭基礎施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>全国特定法面保護協会</td><td>のり枠工の設計・施工指針</td><td>（平成25年10月）</td></tr><tr><td>地盤工学会</td><td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説</td><td>（平成24年5月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工－軟弱地盤対策工指針</td><td>（平成24年8月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工要綱</td><td>（平成21年6月）</td></tr></tbody></table>	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（令和7年10月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）	（令和7年10月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（令和7年10月）	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）	日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）	建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）	建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）	日本グラウト協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）	国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）	環境省	水質汚濁に係る環境基準について	（昭和46年12月環境庁告示第59号） （令和7年3月31日環境省告示第35号最終改正）	日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）	日本道路協会	杭基礎施工便覧	（令和2年9月）	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	（平成24年5月）	日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）	日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）	
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（平成29年11月）																																																																																																																		
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）																																																																																																																		
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（平成29年11月）																																																																																																																		
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）																																																																																																																		
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）																																																																																																																		
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）																																																																																																																		
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）																																																																																																																		
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）																																																																																																																		
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）																																																																																																																		
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）																																																																																																																		
日本グラウト協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）																																																																																																																		
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）																																																																																																																		
環境省	水質汚濁に係る環境基準	（令和5年3月13日環境省告示第6号） （令和5年3月）																																																																																																																		
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）																																																																																																																		
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（令和2年9月）																																																																																																																		
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）																																																																																																																		
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	（平成24年5月）																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）																																																																																																																		
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（令和7年10月）																																																																																																																		
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）	（令和7年10月）																																																																																																																		
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（令和7年10月）																																																																																																																		
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）																																																																																																																		
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）																																																																																																																		
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）																																																																																																																		
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）																																																																																																																		
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）																																																																																																																		
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）																																																																																																																		
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）																																																																																																																		
日本グラウト協会	薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）																																																																																																																		
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）																																																																																																																		
環境省	水質汚濁に係る環境基準について	（昭和46年12月環境庁告示第59号） （令和7年3月31日環境省告示第35号最終改正）																																																																																																																		
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）																																																																																																																		
日本道路協会	杭基礎施工便覧	（令和2年9月）																																																																																																																		
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）																																																																																																																		
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	（平成24年5月）																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）																																																																																																																		

現 行	改 定	摘 要
日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧〔令和4年度改訂版〕 (令和5年2月) 建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） (令和3年4月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 建設省 土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕 (平成11年11月) 建設省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕 (平成11年11月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月) 国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕 (平成13年12月) 国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔樋門編〕 (平成13年12月) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月) 厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月) 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (令和5年12月) 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕 (2023年9月) 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成23年8月) 山梨県県土整備部 土木工事設計マニュアル 道路編Ⅰ（道路編） 山梨県県土整備部 土木工事設計マニュアル 道路編Ⅱ（橋梁編） 山梨県県土整備部 土木工事設計マニュアル 河川・砂防編 第3節 共通的工種 3-2-3-13 ポストテンション桁製作工 3. PC緊張の施工 PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の	日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧〔令和4年度改訂版〕 (令和5年2月) 建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） (令和6年4月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 建設省 土木構造物設計マニュアル（案）〔土工構造物・橋梁編〕 (平成11年11月) 建設省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕 (平成11年11月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について (平成14年5月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月) 国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕 (平成13年12月) 国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔樋門編〕 (平成13年12月) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (令和7年6月) 厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月) 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (令和5年12月) 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕 (2023年9月) 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成23年8月) 山梨県県土整備部 土木工事設計マニュアル 道路編Ⅰ（道路編） 山梨県県土整備部 土木工事設計マニュアル 道路編Ⅱ（橋梁編） 山梨県県土整備部 土木工事設計マニュアル 河川・砂防編 第3節 共通的工種 3-2-3-13 ポストテンション桁製作工 3. PC緊張の施工 PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）15.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、令和7年10月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強	

現 行	改 定	摘要
記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 第4節 基礎工 3-2-4-5 場所打杭工 19. 泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。 第6節 一般舗装工 3-2-6-7 アスファルト舗装工 5. 基層及び表層の規定 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (7) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。 開粒度アスファルト混合物以外の場合 $\text{密度（g／cm}^3\text{）} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{表乾供試体の空中質量（g）} - \text{供試体の水中質量（g）}} \times \text{常温の水の密度（g／cm}^3\text{）}$ 開粒度アスファルト混合物の場合 $\text{密度（g／cm}^3\text{）} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{供試体の断面積（cm}^2\text{）} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）}}$ ・乾燥供試体の空中質量（g） 第7節 地盤改良工 3-2-7-4 表層安定処理工 5. 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の基準により試験を行わなければならない。 3-2-7-9 固結工 10. 施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 第4節 基礎工 3-2-4-5 場所打杭工 19. 泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。 第6節 一般舗装工 3-2-6-7 アスファルト舗装工 5. 基層及び表層の規定 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (7) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。 開粒度アスファルト混合物以外の場合 $\text{密度（g／cm}^3\text{）} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{表乾供試体の空中質量（g）} - \text{供試体の水中質量（g）}} \times \text{常温の水の密度（g／cm}^3\text{）}$ 開粒度アスファルト混合物の場合 $\text{密度（g／cm}^3\text{）} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量（g）}}{\text{供試体の断面積（cm}^2\text{）} \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ（cm）}}$ (削除) 第7節 地盤改良工 3-2-7-4 表層安定処理工 5. 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の基準により試験を行わなければならない。 3-2-7-9 固結工 10. 施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日 建設省技調発第188号）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	

現 行	改 定	摘要																								
第9節 構造物撤去工 3-2-9-14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。 3-2-9-15 運搬処理工 1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-19工事現場発生品の規定による。 2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。 第11節 軽量盛土工 3-2-11-2 軽量盛土工 2. 軽量材の損傷防止 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。 第12節 工場製作工（共通） 3-2-12-2 材 料 3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-43に従って設定しなければならない。 表3-2-43 溶接材料区分 <table><tr><th>使 用 区 分</th><th>使 用 す る 溶 接 材 料</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr></table>	使 用 区 分	使 用 す る 溶 接 材 料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	第9節 構造物撤去工 3-2-9-14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-21建設副産物の規定による。 3-2-9-15 運搬処理工 1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-20工事現場発生品の規定による。 2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定による。 第11節 軽量盛土工 3-2-11-2 軽量盛土工 2. 軽量材の損傷防止 受注者は、発泡スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。 第12節 工場製作工（共通） 3-2-12-2 材 料 3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-43に従って設定しなければならない。 表3-2-43 溶接材料区分 <table><tr><th>使 用 区 分</th><th>使 用 す る 溶 接 材 料</th></tr><tr><td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td><td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td><td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td></tr><tr><td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td><td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td></tr></table>	使 用 区 分	使 用 す る 溶 接 材 料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	
使 用 区 分	使 用 す る 溶 接 材 料																									
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																									
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																									
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																									
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																									
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																									
使 用 区 分	使 用 す る 溶 接 材 料																									
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																									
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質（じん性を除く）を有する溶接材料																									
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																									
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																									
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																									

現 行				改 定				摘要
耐 候 性 鋼 と 耐 候 性 鋼 を溶接する場合		母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性を有する溶接材料		耐 候 性 鋼 と 耐 候 性 鋼 を溶接する場合		母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性を有する溶接材料		
受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。				受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。				
なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。				なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。				
(1) 耐候性鋼材を溶接する場合				(1) 耐候性鋼材を溶接する場合				
(2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500の鋼材を溶接する場合				(2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、SBHS500及びSBHS700の鋼材を溶接する場合				
4. 被覆アーク溶接棒				4. 被覆アーク溶接棒				
受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-44に従って乾燥させなければならない。				受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-44に従って乾燥させなければならない。				
表3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間				表3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間				
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	
軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後12時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100～150℃	1時間以上	軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後8時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	70～100℃	30～60分	
低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃	1時間以上	低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥（開封）後4時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300～400℃ 350～400℃	30～60分 60分以上	
5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス				5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス				
受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-45に従って乾燥させなければならない。				受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-45に従って乾燥させなければならない。				
表3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間				表3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間				
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間		フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間		
溶 触 フ ラ ッ ク ス	150～200℃	1時間以上		溶 融 フ ラ ッ ク ス	ガラス状	150～350℃	60分以上	
ボンドフラックス	200～250℃	1時間以上			軽石状	200～350℃	60分以上	
ボンドフラックス		200～350℃	60分以上					
3-2-12-3 桁製作工				3-2-12-3 桁製作工				
1. 製作加工				1. 製作加工				
製作加工については、以下の規定によるものとする。				製作加工については、以下の規定によるものとする。				
(2) 工 作				(2) 工 作				
⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下				⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。				

現 行	改 定	摘要																		
の材片は、押抜きにより行うことができる。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。 表3-2-47 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値 <table><tr><th>シャルピー吸収エネルギー（J）</th><th>冷間曲げ加工の内側半径</th><th>付記記号^{注）}</th></tr><tr><td>150以上</td><td>板厚の7倍以上</td><td>-7L, -7C</td></tr><tr><td>200以上</td><td>板厚の5倍以上</td><td>-5L, -5C</td></tr></table> [注1] 1番目の数字：最小曲げ半径の板厚の倍率 [注2] 2番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直角方向） (4) 溶接施工試験 ① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 (追加) 1) SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合 2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合 3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO₂ガスまたはArとCO₂の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 4) 鋼橋製作の実績がない場合 5) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合 6) 採用する溶接方法の施工実績がない場合 (8) 予 熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-49の条件	シャルピー吸収エネルギー（J）	冷間曲げ加工の内側半径	付記記号 ^{注）}	150以上	板厚の7倍以上	-7L, -7C	200以上	板厚の5倍以上	-5L, -5C	また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 ⑦ 受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242:2023（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。 表3-2-47 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値 <table><tr><th>シャルピー吸収エネルギー（J）</th><th>冷間曲げ加工の内側半径</th><th>付記記号^{注）}</th></tr><tr><td>150以上</td><td>板厚の7倍以上</td><td>-7L, -7C</td></tr><tr><td>200以上</td><td>板厚の5倍以上</td><td>-5L, -5C</td></tr></table> [注1] 1番目の数字：最小曲げ半径の板厚の倍率 [注2] 2番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直角方向） (4) 溶接施工試験 ① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 1) SBHS700及びSBHS700Wにおいて、1パスの入熱量が5,000J/mmを超える場合 2) SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合 3) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合 4) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO₂ガスまたはArとCO₂の混合ガス）、サブマージアーク溶接法、頭付きスタッドのアークスタッド溶接法以外の溶接を行う場合 5) 鋼橋製作の実績がない場合 6) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合 7) 採用する溶接方法の施工実績がない場合 (8) 予 熱 受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-49の条件	シャルピー吸収エネルギー（J）	冷間曲げ加工の内側半径	付記記号 ^{注）}	150以上	板厚の7倍以上	-7L, -7C	200以上	板厚の5倍以上	-5L, -5C	
シャルピー吸収エネルギー（J）	冷間曲げ加工の内側半径	付記記号 ^{注）}																		
150以上	板厚の7倍以上	-7L, -7C																		
200以上	板厚の5倍以上	-5L, -5C																		
シャルピー吸収エネルギー（J）	冷間曲げ加工の内側半径	付記記号 ^{注）}																		
150以上	板厚の7倍以上	-7L, -7C																		
200以上	板厚の5倍以上	-5L, -5C																		

現 行						改 定						摘要
を満たす場合に限り、表3-2-48により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-50とする。						を満たす場合に限り、表3-2-48により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-50とする。						
表3-2-48 予熱温度の標準						表3-2-48 予熱温度の標準						
鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (℃)				鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度 (℃)				
		板 厚 区 分 (mm)						板 厚 区 分 (mm)				
		25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下			25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下	
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-	
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50		低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	
SMA 490W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SMA 490W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	
	SMA 570W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50		80	SMA 570W	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	
SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SBHS500 SBHS500W	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS500 SBHS500W	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
[注]「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合は、20℃程度に加熱する。							低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50	
						SBHS700W	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50	50	
						[注]「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合は、20℃程度に加熱する。						

現 行								改 定								摘要
表3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合の R_{CM} の条件 (％)								表3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合の R_{CM} の条件 (％)								
鋼 種 鋼材の 板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490	SM520	SMA490W	SBHS400	SBHS500	鋼材の 板厚 (mm)	SM400 SMA400W	SM490	SM520	SMA490W	SBHS400	SBHS500	SBHS700	
			SM490Y	SM570	SMA570W	SBHS400W	SBHS500W			SBHS700W						
			25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下			0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下	0.30 以下			
			25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下			0.27 以下				0.32 以下		
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	0.22 以下	0.20 以下	-								
75 を超え 100 以下																
(11) 溶接の検査 ② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。 また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを 設計図書 に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行うものとする。								(11) 溶接の検査 ② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。 また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを 設計図書 に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行うものとする。								
表3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率								表3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率								
部 材		放射線透過試験		超音波探傷試験				部 材		放射線透過試験		超音波探傷試験				
		撮 影 箇 所		検 査 長 さ		撮 影 箇 所				検 査 長 さ						
鋼製橋脚のはり及び柱		継手全長を原則とする						鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱		継手全長を原則とする						
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板								主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板								
鋼床版のデッキプレート		継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1ヶ所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1ヶ所（1枚）を原則とする。		継手全長を原則とする				鋼床版のデッキプレート		継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1ヶ所（1枚）及びワイヤ継ぎ部で1ヶ所（1枚）を原則とする。		継手全長を原則とする				
ただし、受注者は、 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができる。								ただし、受注者は、 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができる。								
(12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 補修方法は、表3-2-53に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は、 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。 なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行うものとする。								(12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 補修方法は、表3-2-53に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は、 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。 なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行うものとする。								

現 行			改 定			摘要																																	
表3-2-53 欠陥の補修方法			表3-2-53 欠陥の補修方法																																				
	欠 陥 の 種 類	補 修 方 法		欠 陥 の 種 類	補 修 方 法																																		
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダ 一 仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ 一 仕上げのみでよい	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダ仕上げのみでよい																																		
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																		
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																		
4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。																																		
5	オーバーラップ	グラインダ 一 で削り を 整形する。	5	オーバーラップ	グラインダで削り整形する。																																		
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ 一 仕上げする。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。																																		
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ 一 仕上げのみ、または溶接後、グラインダ 一 仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。																																		
(13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。 (14) 仮組立て 2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表3-2-55に示すとおりとする。 <table><tr><th colspan="3">表3-2-55 ボルト孔の径</th></tr><tr><th rowspan="2">ボルトの呼び</th><th colspan="2">ボルトの孔の径 (mm)</th></tr><tr><th>摩擦/引張接合</th><th>支圧接合</th></tr><tr><td>M20</td><td>22.5</td><td>21.5</td></tr><tr><td>M22</td><td>24.5</td><td>23.5</td></tr><tr><td>M24</td><td>26.5</td><td>25.5</td></tr></table> ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。 なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 +0.5mm）として改めて継手の安全性を照査するものとする。 ① 仮組立て時リーミングが難しい場合 1) 箱型断面部材の縦リブ継手			表3-2-55 ボルト孔の径			ボルトの呼び	ボルトの孔の径 (mm)		摩擦/引張接合	支圧接合	M20	22.5	21.5	M22	24.5	23.5	M24	26.5	25.5	(13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、SBHS700及びSBHS700Wのプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。 (14) 仮組立て 2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表3-2-55に示すとおりとする。 <table><tr><th colspan="3">表3-2-55 ボルト孔の径</th></tr><tr><th rowspan="2">ボルトの呼び</th><th colspan="2">ボルトの孔の径 (mm)</th></tr><tr><th>摩擦/引張接合</th><th>支圧接合</th></tr><tr><td>M20</td><td>22.5</td><td>21.5</td></tr><tr><td>M22</td><td>24.5</td><td>23.5</td></tr><tr><td>M24</td><td>26.5</td><td>25.5</td></tr></table> ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。 なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 +0.5mm）として改めて継手の耐荷性能を評価するものとする。 ① 仮組立てで工場製作時のリーミングが難しい場合 1) 箱型断面部材の縦リブ継手			表3-2-55 ボルト孔の径			ボルトの呼び	ボルトの孔の径 (mm)		摩擦/引張接合	支圧接合	M20	22.5	21.5	M22	24.5	23.5	M24	26.5	25.5
表3-2-55 ボルト孔の径																																							
ボルトの呼び	ボルトの孔の径 (mm)																																						
	摩擦/引張接合	支圧接合																																					
M20	22.5	21.5																																					
M22	24.5	23.5																																					
M24	26.5	25.5																																					
表3-2-55 ボルト孔の径																																							
ボルトの呼び	ボルトの孔の径 (mm)																																						
	摩擦/引張接合	支圧接合																																					
M20	22.5	21.5																																					
M22	24.5	23.5																																					
M24	26.5	25.5																																					

現 行	改 定	摘要																																
2) 鋼床版橋の縦リブ継手 第18節 床版工 3-2-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。 (4) 受注者は、スパーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスパーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スパーサは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 (11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-32後片付け）を行わなければならない。 第 4 編 河 川 編 第1章 築堤・護岸 第7節 法覆護岸工 4-1-7-2 材 料 1. 遮水シート 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様による。 (2) 遮水シートBは、以下の仕様による。 ⑤止水材の品質規格は、表4-1-4による。 表4-1-4 止水材の品質規格 <table><tr><th>試験項目</th><th>単 位</th><th>規格値</th><th>試 験 方 法</th></tr><tr><td>漏水量</td><td>(ml/sec) /(1.8㎡)</td><td>25以下</td><td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N/mm² (kgf/m)</td><td>11.8以上</td><td>日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td></tr><tr><td>摩擦係数</td><td></td><td>0.8以上</td><td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td></tr></table>	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8㎡)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に 基づく 摩擦試験方法による。	2) 鋼床版橋の縦リブ継手 第18節 床版工 3-2-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。 (4) 受注者は、スパーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスパーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スパーサは、1㎡あたり4個以上とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 (11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-33後片付け）を行わなければならない。 第 4 編 河 川 編 第1章 築堤・護岸 第7節 法覆護岸工 4-1-7-2 材 料 1. 遮水シート 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様による。 (2) 遮水シートBは、以下の仕様による。 ⑤止水材の品質規格は、表4-1-4による。 表4-1-4 止水材の品質規格 <table><tr><th>試験項目</th><th>単 位</th><th>規格値</th><th>試 験 方 法</th></tr><tr><td>漏水量</td><td>(ml/sec) /(1.8㎡)</td><td>25以下</td><td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>N/mm² (kgf/m)</td><td>11.8以上</td><td>日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td></tr><tr><td>摩擦係数</td><td></td><td>0.8以上</td><td>平成4年度建設省告示第1324号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。</td></tr></table>	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8㎡)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による	引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に おける開発目標に照らして評価した際の 摩擦試験方法による。	
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																															
漏水量	(ml/sec) /(1.8㎡)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による																															
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。																															
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に 基づく 摩擦試験方法による。																															
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																															
漏水量	(ml/sec) /(1.8㎡)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による																															
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。																															
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に おける開発目標に照らして評価した際の 摩擦試験方法による。																															

現 行	改 定	摘要																																																																																																						
第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>国土交通省</td><td>仮締切堤設置基準（案）</td><td>（令和6年3月一部改正）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>河川砂防技術基準</td><td>（令和6年5月）</td></tr><tr><td>国土開発技術研究センター</td><td>柔構造樋門設計の手引き</td><td>（平成10年11月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>機械工事共通仕様書（案）</td><td>（令和6年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>機械工事施工管理基準（案）</td><td>（令和3年3月）</td></tr></table> 第4章 水 門 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>国土交通省</td><td>仮締切堤設置基準（案）</td><td>（令和6年3月一部改正）</td></tr><tr><td>ダム・堰施設技術協会</td><td>ダム・堰施設技術基準（案）</td><td></td></tr><tr><td></td><td>（基準解説編・設備計画マニュアル編）</td><td>（平成28年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説</td><td></td></tr><tr><td></td><td>（Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>プレストレストコンクリート工法設計施工指針</td><td>（平成3年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>機械工事施工管理基準（案）</td><td>（令和3年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>機械工事塗装要領（案）・同解説</td><td>（令和3年2月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋支承便覧</td><td>（平成30年12月）</td></tr></table> 第5章 堰 第1節 適 用	国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）	国土交通省	河川砂防技術基準	（令和 6 年 5 月）	国土開発技術研究センター	柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）	国土交通省	機械工事共通仕様書（案）	（令和 6 年3月）	国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）	国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）	ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）			（基準解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（ 平成29 年 11 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材 編）	（ 平成29 年 11 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説			（Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材 編）	（ 平成29 年 11 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（ 平成29 年 11 月）	土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）	国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）	国土交通省	機械工事塗装要領（案）・同解説	（令和3年2月）	日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成30年12月）	第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>国土交通省</td><td>仮締切堤設置基準（案）</td><td>（令和6年3月一部改正）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>河川砂防技術基準</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>国土開発技術研究センター</td><td>柔構造樋門設計の手引き</td><td>（平成10年11月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>機械工事共通仕様書（案）</td><td>（令和7年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>機械工事施工管理基準（案）</td><td>（令和3年3月）</td></tr></table> 第4章 水 門 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>国土交通省</td><td>仮締切堤設置基準（案）</td><td>（令和6年3月一部改正）</td></tr><tr><td>ダム・堰施設技術協会</td><td>ダム・堰施設技術基準（案）</td><td></td></tr><tr><td></td><td>（基準解説編・設備計画マニュアル編）</td><td>（平成28年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説</td><td></td></tr><tr><td></td><td>（Ⅲ コンクリート部材・コンクリート上部構造編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>土木学会</td><td>プレストレストコンクリート工法設計施工指針</td><td>（平成3年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>機械工事施工管理基準（案）</td><td>（令和3年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>機械工事塗装要領（案）・同解説</td><td>（令和3年2月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋支承便覧</td><td>（平成30年12月）</td></tr></table> 第5章 堰 第1節 適 用	国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）	国土交通省	河川砂防技術基準	（令和 7 年 10 月）	国土開発技術研究センター	柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）	国土交通省	機械工事共通仕様書（案）	（令和 7 年3月）	国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）	国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）	ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）			（基準解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（令和 7 年 10 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・ 鋼上部構造 編）	（令和 7 年 10 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説			（Ⅲ コンクリート部材・ コンクリート上部構造 編）	（令和 7 年 10 月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（令和 7 年 10 月）	土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）	国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）	国土交通省	機械工事塗装要領（案）・同解説	（令和3年2月）	日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成30年12月）	
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）																																																																																																						
国土交通省	河川砂防技術基準	（令和 6 年 5 月）																																																																																																						
国土開発技術研究センター	柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）																																																																																																						
国土交通省	機械工事共通仕様書（案）	（令和 6 年3月）																																																																																																						
国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）																																																																																																						
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）																																																																																																						
ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）																																																																																																							
	（基準解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（ 平成29 年 11 月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材 編）	（ 平成29 年 11 月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説																																																																																																							
	（Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材 編）	（ 平成29 年 11 月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（ 平成29 年 11 月）																																																																																																						
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）																																																																																																						
国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）																																																																																																						
国土交通省	機械工事塗装要領（案）・同解説	（令和3年2月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成30年12月）																																																																																																						
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）																																																																																																						
国土交通省	河川砂防技術基準	（令和 7 年 10 月）																																																																																																						
国土開発技術研究センター	柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）																																																																																																						
国土交通省	機械工事共通仕様書（案）	（令和 7 年3月）																																																																																																						
国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）																																																																																																						
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（令和6年3月一部改正）																																																																																																						
ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）																																																																																																							
	（基準解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（令和 7 年 10 月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・ 鋼上部構造 編）	（令和 7 年 10 月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説																																																																																																							
	（Ⅲ コンクリート部材・ コンクリート上部構造 編）	（令和 7 年 10 月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）	（令和 7 年 10 月）																																																																																																						
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）																																																																																																						
国土交通省	機械工事施工管理基準（案）	（令和3年3月）																																																																																																						
国土交通省	機械工事塗装要領（案）・同解説	（令和3年2月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成30年12月）																																																																																																						

現 行	改 定	摘要
5. 適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・施工計画マニュアル編)（平成28年10月） 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編)（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）（平成29年11月） 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 第5編 砂 防 編 第1章 砂防堰堤 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023年制定]（2023年9月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧（平成28年版）	5. 適用規定（3） 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和7年3月）の規定による。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・施工計画マニュアル編)（平成28年10月） 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月） 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲ コンクリート部材・コンクリート上部構造編)（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編）（令和7年年10月） 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 第5編 砂 防 編 第1章 砂防堰堤 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）[2023年制定]（2023年9月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]（2023年9月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）（令和7年10月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧（平成28年版）	

現 行	改 定	摘要																																																																																																																		
第7編 道 路 編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工構造物技術基準・同解説</td><td>(平成29年3月)</td></tr><tr><td>地盤工学会</td><td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説</td><td>(平成24年5月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工要綱</td><td>(平成21年6月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工一切土工・斜面安定工指針</td><td>(平成21年6月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工盛土工指針</td><td>(平成22年4月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工擁壁工指針</td><td>(平成24年7月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工カルバート工指針</td><td>(平成22年3月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工仮設構造物工指針</td><td>(平成11年3月)</td></tr><tr><td>全国特定法面保護協会</td><td>のり枠工の設計・施工指針</td><td>(平成25年10月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>落石対策便覧</td><td>(平成29年12月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成26年3月)</td></tr><tr><td>土木研究センター</td><td>ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル</td><td>(平成25年12月)</td></tr><tr><td>土木研究センター</td><td>補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル</td><td>(平成26年8月)</td></tr><tr><td>土木研究センター</td><td>多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル</td><td>(平成26年8月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路防雪便覧</td><td>(平成2年5月)</td></tr><tr><td>日本建設機械施工協会</td><td>除雪・防雪ハンドブック(除雪編)</td><td>(平成16年12月)</td></tr><tr><td>日本建設機械化協会</td><td>除雪・防雪ハンドブック(防雪編)</td><td>(平成16年12月)</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>補訂版 道路のデザイナーー道路デザイン指針(案)とその解説ー</td><td>(平成29年11月)</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>景観に配慮した道路付属物等ガイドライン</td><td>(平成29年11月)</td></tr></table> 第2章 舗装 第9節 標識工	日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年3月)	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年5月)	日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工盛土工指針	(平成22年4月)	日本道路協会	道路土工擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会	道路土工カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会	道路土工仮設構造物工指針	(平成11年3月)	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)	日本道路協会	落石対策便覧	(平成29年12月)	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)	土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	日本道路協会	道路防雪便覧	(平成2年5月)	日本建設機械施工協会	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)	日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナーー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)	日本みち研究所	景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	(平成29年11月)	第7編 道 路 編 第1章 道路改良 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工構造物技術基準・同解説</td><td>(令和7年11月)</td></tr><tr><td>地盤工学会</td><td>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説</td><td>(平成24年5月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工要綱</td><td>(平成21年6月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工一切土工・斜面安定工指針</td><td>(平成21年6月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工盛土工指針</td><td>(平成22年4月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工擁壁工指針</td><td>(平成24年7月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工カルバート工指針</td><td>(平成22年3月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工仮設構造物工指針</td><td>(平成11年3月)</td></tr><tr><td>全国特定法面保護協会</td><td>のり枠工の設計・施工指針</td><td>(平成25年10月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>落石対策便覧</td><td>(平成29年12月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td>(平成26年3月)</td></tr><tr><td>土木研究センター</td><td>ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル</td><td>(平成25年12月)</td></tr><tr><td>土木研究センター</td><td>補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル</td><td>(平成26年8月)</td></tr><tr><td>土木研究センター</td><td>多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル</td><td>(平成26年8月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路防雪便覧</td><td>(平成2年5月)</td></tr><tr><td>日本建設機械施工協会</td><td>除雪・防雪ハンドブック(除雪編)</td><td>(平成16年12月)</td></tr><tr><td>日本建設機械化協会</td><td>除雪・防雪ハンドブック(防雪編)</td><td>(平成16年12月)</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>補訂版 道路のデザイナーー道路デザイン指針(案)とその解説ー</td><td>(平成29年11月)</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>景観に配慮した道路付属物等ガイドライン</td><td>(平成29年11月)</td></tr></table> 第2章 舗装 第9節 標識工	日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説	(令和7年11月)	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年5月)	日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工盛土工指針	(平成22年4月)	日本道路協会	道路土工擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会	道路土工カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会	道路土工仮設構造物工指針	(平成11年3月)	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)	日本道路協会	落石対策便覧	(平成29年12月)	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)	土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	日本道路協会	道路防雪便覧	(平成2年5月)	日本建設機械施工協会	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)	日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナーー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)	日本みち研究所	景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	(平成29年11月)	
日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年3月)																																																																																																																		
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年5月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工盛土工指針	(平成22年4月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工擁壁工指針	(平成24年7月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工カルバート工指針	(平成22年3月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																																																																		
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)																																																																																																																		
日本道路協会	落石対策便覧	(平成29年12月)																																																																																																																		
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																																																																		
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)																																																																																																																		
土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)																																																																																																																		
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路防雪便覧	(平成2年5月)																																																																																																																		
日本建設機械施工協会	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)																																																																																																																		
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)																																																																																																																		
日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナーー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)																																																																																																																		
日本みち研究所	景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説	(令和7年11月)																																																																																																																		
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年5月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工盛土工指針	(平成22年4月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工擁壁工指針	(平成24年7月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工カルバート工指針	(平成22年3月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路土工仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																																																																																																		
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)																																																																																																																		
日本道路協会	落石対策便覧	(平成29年12月)																																																																																																																		
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																																																																		
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)																																																																																																																		
土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)																																																																																																																		
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)																																																																																																																		
日本道路協会	道路防雪便覧	(平成2年5月)																																																																																																																		
日本建設機械施工協会	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)																																																																																																																		
日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)																																																																																																																		
日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナーー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)																																																																																																																		
日本みち研究所	景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	(平成29年11月)																																																																																																																		

現 行	改 定	摘要
7-2-9-2 材 料 4. 補強材の取付 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。 第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編） （平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編） （平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編） （平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編） （平成29年11月） 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 （令和2年9月） 日本道路協会 道路橋支承便覧 （平成30年12月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 （平成26年3月） 日本道路協会 道路橋補修便覧 （昭和54年2月） 日本道路協会 杭基礎施工便覧 （令和2年9月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧 （令和2年9月） 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧〔令和4年度改訂版〕 （令和5年2月） 日本道路協会 道路土工要綱 （平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 （平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 （平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 （平成11年3月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－ （平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月） 第8節 鋼製橋脚工 7-3-8-10 橋脚架設工 1. 適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）第18章施工」（日本道路協会、平成29年11月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければ	7-2-9-2 材 料 4. 補強材の取付 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-2023「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。 第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編） （令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編） （令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編） （令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 上下部接続部編） （令和7年10月） 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 （令和2年9月） 日本道路協会 道路橋支承便覧 （平成30年12月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 （平成26年3月） 日本道路協会 道路橋補修便覧 （昭和54年2月） 日本道路協会 杭基礎施工便覧 （令和2年9月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧 （令和2年9月） 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧〔令和4年度改訂版〕 （令和5年2月） 日本道路協会 道路土工要綱 （平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 （平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 （平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 （平成11年3月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－ （平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月） 第8節 鋼製橋脚工 7-3-8-10 橋脚架設工 1. 適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編）第17章施工」（日本道路協会、令和7年10月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なけ	

現 行	改 定	摘要																																																																																																						
ならない。 7-3-8-11 現場継手工 2. 適用規定 (2) 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）18章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章 架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 第4章 鋼橋上部 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋設計便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋支承便覧</td><td>（平成30年12月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td>（平成26年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路照明施設設置基準・同解説</td><td>（平成19年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧</td><td>（令和3年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>立体横断施設技術基準・同解説</td><td>（昭和54年1月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋床版防水便覧</td><td>（平成19年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋疲労設計便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋伸縮装置便覧</td><td>（昭和45年4月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>小規模吊橋指針・同解説</td><td>（昭和59年4月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋ケーブル構造便覧</td><td>（令和3年11月）</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td><td>（平成29年11月）</td></tr></table> 第5章 コンクリート橋上部 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これに	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（平成29年11月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成30年12月）	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）	日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）	日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）	日本道路協会	道路橋床版防水便覧	（平成19年3月）	日本道路協会	鋼道路橋疲労設計便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	道路橋伸縮装置便覧	（昭和45年4月）	日本道路協会	小規模吊橋指針・同解説	（昭和59年4月）	日本道路協会	道路橋ケーブル構造便覧	（令和3年11月）	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－	（平成29年11月）	日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）	れない。 7-3-8-11 現場継手工 2. 適用規定 (2) 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）17章施工」（日本道路協会、令和7年10月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章 架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 第4章 鋼橋上部 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）</td><td>（令和7年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋施工便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋設計便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋支承便覧</td><td>（平成30年12月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋防食便覧</td><td>（平成26年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路照明施設設置基準・同解説</td><td>（平成19年10月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧</td><td>（令和3年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>立体横断施設技術基準・同解説</td><td>（昭和54年1月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋床版防水便覧</td><td>（平成19年3月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>鋼道路橋疲労設計便覧</td><td>（令和2年9月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋伸縮装置便覧</td><td>（昭和45年4月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>小規模吊橋指針・同解説</td><td>（昭和59年4月）</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路橋ケーブル構造便覧</td><td>（令和3年11月）</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－</td><td>（平成29年11月）</td></tr><tr><td>日本みち研究所</td><td>景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</td><td>（平成29年11月）</td></tr></table> 第5章 コンクリート橋上部 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これに	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（令和7年10月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）	（令和7年10月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）	（令和7年10月）	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成30年12月）	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）	日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）	日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）	日本道路協会	道路橋床版防水便覧	（平成19年3月）	日本道路協会	鋼道路橋疲労設計便覧	（令和2年9月）	日本道路協会	道路橋伸縮装置便覧	（昭和45年4月）	日本道路協会	小規模吊橋指針・同解説	（昭和59年4月）	日本道路協会	道路橋ケーブル構造便覧	（令和3年11月）	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－	（平成29年11月）	日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）	
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（平成29年11月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	（平成29年11月）																																																																																																						
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）																																																																																																						
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（令和2年9月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成30年12月）																																																																																																						
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）																																																																																																						
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）																																																																																																						
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）																																																																																																						
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋床版防水便覧	（平成19年3月）																																																																																																						
日本道路協会	鋼道路橋疲労設計便覧	（令和2年9月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋伸縮装置便覧	（昭和45年4月）																																																																																																						
日本道路協会	小規模吊橋指針・同解説	（昭和59年4月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋ケーブル構造便覧	（令和3年11月）																																																																																																						
日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－	（平成29年11月）																																																																																																						
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）	（令和7年10月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）	（令和7年10月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅴ上下部接続部編）	（令和7年10月）																																																																																																						
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）																																																																																																						
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	（令和2年9月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成30年12月）																																																																																																						
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）																																																																																																						
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）																																																																																																						
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）																																																																																																						
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋床版防水便覧	（平成19年3月）																																																																																																						
日本道路協会	鋼道路橋疲労設計便覧	（令和2年9月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋伸縮装置便覧	（昭和45年4月）																																																																																																						
日本道路協会	小規模吊橋指針・同解説	（昭和59年4月）																																																																																																						
日本道路協会	道路橋ケーブル構造便覧	（令和3年11月）																																																																																																						
日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－	（平成29年11月）																																																																																																						
日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）																																																																																																						

現 行	改 定	摘 要
より難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月） 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月） 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月） 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月） 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年11月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 建設省 土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月） 国土技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針（平成30年8月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	より難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート部材・コンクリート上部構造編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 上下部接続部編）（令和7年10月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月） 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月） 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月） 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月） 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年11月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 建設省 土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月） 国土技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針（平成30年8月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
第6章 トンネル（N A T M）	第6章 トンネル（N A T M）	
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 建設省 道路トンネル技術基準（平成元年5月） 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月） 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説〔2016年制定〕（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説〔2016年制定〕（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説〔2016年制定〕（平成28年8月）	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 建設省 道路トンネル技術基準（平成元年5月） 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（平成15年11月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説（令和元年9月） 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説〔2016年制定〕（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説〔2016年制定〕（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説〔2016年制定〕（平成28年8月）	

現 行	改 定	摘 要
日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (令和6年3月)	日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和6年4月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (令和6年3月)	
第6節 インバート工 7-6-6-4 インバート本体工 5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。	第6節 インバート工 7-6-6-4 インバート本体工 5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-27施工管理第8項の規定による。	
第7章 コンクリートシェッド	第7章 コンクリートシェッド	
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編） (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編） (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ上下部接続部編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)	

現 行	改 定	摘 要
土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定] (2023年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] (2023年9月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年6月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定] (2023年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] (2023年9月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年6月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－ (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	
第8章 鋼製シェッド 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編） (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編） (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編） (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編） (平成29年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)		
第8章 鋼製シェッド 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編） (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編） (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編） (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 上下部接続部編） (令和7年10月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)		

現 行	改 定	摘要
日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	
第9章 地下横断歩道	第9章 地下横断歩道	
第3節 開削土工 7-9-3-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	第3節 開削土工 7-9-3-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、『建設工事公衆災害防止対策要綱』（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	
第10章 地下駐車場	第10章 地下駐車場	
第5節 開削土工 7-10-5-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	第5節 開削土工 7-10-5-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、『建設工事公衆災害防止対策要綱』（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	
第11章 共同溝	第11章 共同溝	
第5節 開削土工 7-11-5-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	第5節 開削土工 7-11-5-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、『建設工事公衆災害防止対策要綱』（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	

現 行	改 定	摘要
第14章 道路維持 第1節 適 用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。 第7節 標識工 7-14-7-2 材 料 4. 標示板 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。 第15章 雪 寒 第3節 除雪工 7-15-3-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。 7-15-3-7 安全処理工 2. 適用規定 人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 7-15-3-9 待機補償費 2. 待機補償における待機の期間及び内容 第16章 道路修繕 第1節 適 用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合	第14章 道路維持 第1節 適 用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-46臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。 第7節 標識工 7-14-7-2 材 料 4. 標示板 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-2023「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。 第15章 雪 寒 第3節 除雪工 7-15-3-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。 7-15-3-7 安全処理工 2. 適用規定 人工雪崩の施工については、「防雪ハンドブック2025改訂版5.2.5雪崩の管理」（雪センター、令和7年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 7-15-3-9 待機費 2. 待機の期間及び内容 第16章 道路修繕 第1節 適 用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合	

現 行	改 定	摘 要																																																																		
は、第1編総則1-1-1-4⁵臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。 第24節 橋脚巻立て工 7-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 27. 騒音と粉じん 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-3⁴環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 7-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工 6. 騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-3⁴環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 第8編 公園緑地編 第1章 基盤整備 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本公園緑地協会</td><td>造園施工管理 技術編</td><td>(令和3 年5 月)</td></tr><tr><td>日本公園緑地協会</td><td>造園施工管理 法規編</td><td>(令和3 年⁷ 月)</td></tr><tr><td>日本公園緑地協会</td><td>都市公園技術標準解説書</td><td>(令和^元年⁷月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―施工指針</td><td>(平成21年6月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工要綱</td><td>(平成21年 7月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―軟弱地盤対策工指針</td><td>(平成24年 9月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―盛土工指針</td><td>(平成22年 5月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―切土工・斜面安定工指針</td><td>(平成21 年7月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―擁壁工指針</td><td>(平成24年 ⁹月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―カルバート工指針</td><td>(平成22年 4月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―仮設構造物工指針</td><td>(平成11年 3月)</td></tr></table>	日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和3 年5 月)	日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和3 年 ⁷ 月)	日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和 ^元 年 ⁷ 月)	日本道路協会	道路土工―施工指針	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年 7月)	日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針	(平成24年 9月)	日本道路協会	道路土工―盛土工指針	(平成22年 5月)	日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針	(平成21 年7月)	日本道路協会	道路土工―擁壁工指針	(平成24年 ⁹ 月)	日本道路協会	道路土工―カルバート工指針	(平成22年 4月)	日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針	(平成11年 3月)	は、第1編総則1-1-1-4⁶臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。 第24節 橋脚巻立て工 7-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 27. 騒音と粉じん 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-3⁵環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 7-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工 6. 騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-3⁵環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。 第8編 公園緑地編 第1章 基盤整備 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 <table><tr><td>日本公園緑地協会</td><td>造園施工管理 技術編</td><td>(令和3 年5 月)</td></tr><tr><td>日本公園緑地協会</td><td>造園施工管理 法規編</td><td>(令和3 年⁵ 月)</td></tr><tr><td>日本公園緑地協会</td><td>都市公園技術標準解説書</td><td>(令和⁷ 年⁶ 月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―施工指針</td><td>(平成21年6月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工要綱</td><td>(平成21年 7月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―軟弱地盤対策工指針</td><td>(平成24年 9月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―盛土工指針</td><td>(平成22年 5月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―切土工・斜面安定工指針</td><td>(平成21 年7月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―擁壁工指針</td><td>(平成24年 ⁸月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―カルバート工指針</td><td>(平成22年 4月)</td></tr><tr><td>日本道路協会</td><td>道路土工―仮設構造物工指針</td><td>(平成11年 3月)</td></tr></table>	日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和3 年5 月)	日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和3 年 ⁵ 月)	日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和 ⁷ 年 ⁶ 月)	日本道路協会	道路土工―施工指針	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年 7月)	日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針	(平成24年 9月)	日本道路協会	道路土工―盛土工指針	(平成22年 5月)	日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針	(平成21 年7月)	日本道路協会	道路土工―擁壁工指針	(平成24年 ⁸ 月)	日本道路協会	道路土工―カルバート工指針	(平成22年 4月)	日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針	(平成11年 3月)	
日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和3 年5 月)																																																																		
日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和3 年 ⁷ 月)																																																																		
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和 ^元 年 ⁷ 月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―施工指針	(平成21年6月)																																																																		
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年 7月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針	(平成24年 9月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―盛土工指針	(平成22年 5月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針	(平成21 年7月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―擁壁工指針	(平成24年 ⁹ 月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―カルバート工指針	(平成22年 4月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針	(平成11年 3月)																																																																		
日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和3 年5 月)																																																																		
日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和3 年 ⁵ 月)																																																																		
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和 ⁷ 年 ⁶ 月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―施工指針	(平成21年6月)																																																																		
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年 7月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針	(平成24年 9月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―盛土工指針	(平成22年 5月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針	(平成21 年7月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―擁壁工指針	(平成24年 ⁸ 月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―カルバート工指針	(平成22年 4月)																																																																		
日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針	(平成11年 3月)																																																																		

現 行			改 定			摘要
日本緑化センター	植栽基盤整備技術マニュアル	(平成25年 12月)	日本緑化センター	植栽基盤整備技術マニュアル	(平成25年 12月)	
土木研究センター	補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	土木研究センター	補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の 設計施工マニュアル	(平成25年12月)	土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の 設計施工マニュアル	(平成25年12月)	
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工 マニュアル	(平成26年8月)	土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工 マニュアル	(平成26年8月)	
国土交通省	道路土工構造物技術基準・同解説	平成29年3月	国土交通省	道路土工構造物技術基準・同解説	令和7年12月	
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年11月)	国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)	
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)	建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)	
国土開発技術研究センター	河川土工マニュアル	(平成 21年 4月)	国土開発技術研究センター	河川土工マニュアル	(平成 21年 4月)	
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル（平成24年度版）	(平成25年12月)	土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル（平成24年度版）	(平成25年12月)	
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻－擁壁工－	(平成12年 9月)	全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻－擁壁工－	(平成12年 9月)	
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準 ・同解説	(平成25年5月)	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準 ・同解説	(平成25年5月)	
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	(平成25年10月)	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	(平成25年10月)	
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）[土木構造物・橋梁編]	(平成11年11月)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）[土木構造物・橋梁編]	(平成11年11月)	
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる 設計・施工の手引き（案）[ボックスカルバート・擁壁編]	(平成11年11月)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる 設計・施工の手引き（案）[ボックスカルバート・擁壁編]	(平成11年11月)	
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]	(平成13年12月)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]	(平成13年12月)	
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる 設計・施工の手引き（案）(樋門編)	(平成13年12月)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる 設計・施工の手引き（案）(樋門編)	(平成13年12月)	
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年 6月)	国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年6月)	
国土交通省	発生土利用基準	(平成18年 8月)	国土交通省	発生土利用基準	(平成18年 8月)	
国土交通省	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に 関する技術的指針	(平成24年3月)	国土交通省	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に 関する技術的指針	(平成24年3月)	
第2章 植 栽			第2章 植 栽			
第2節 適用すべき諸基準			第2節 適用すべき諸基準			
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。			受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。			
日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和3 年5 月)	日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和3 年5 月)	
日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和3 年7 月)	日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和3 年5 月)	
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和元年8月)	日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和7 年6 月)	
日本緑化センター	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	(平成21年 2月)	日本緑化センター	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	(平成21年 2月)	

現 行			改 定			摘要
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)	建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)	
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)	日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)	
国土交通省	都市公園の樹木の点検・診断に関する指針 (案)	(平成29 年9 月)	国土交通省	都市公園の樹木の点検・診断に関する指針 (案)	(平成29 年9 月)	
第3章 緑 地 育 成			第 3 章 緑 地 育 成			
第 2 節 適用すべき諸基準			第 2 節 適用すべき諸基準			
受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と 協議 しなければならない。			受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と 協議 しなければならない。			
日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和 3 年 5 月)	日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和 3 年 5 月)	
日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和 3 年 7 月)	日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和 3 年 5 月)	
日本造園学会	造園工事総合示方書 技術解説編	(平成 27 年 5 月)	日本造園学会	造園工事総合示方書 技術解説編	(平成 27 年 5 月)	
日本造園建設業協会	公園・緑地樹木剪定ハンドブック	(令和元年 1 月)	日本造園建設業協会	公園・緑地樹木剪定ハンドブック	(令和元年 1 月)	
環境省	公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル	(令和 2 年 5 月)	環境省	公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル	(令和 2 年 5 月)	
森林総合研究所	放置竹林の把握と効率的な駆除技術	(平成 30 年 2 月)	森林総合研究所	放置竹林の把握と効率的な駆除技術	(平成 30 年 2 月)	
公園・緑地維持管理研究会	改訂 5 版公園・緑地の維持管理と積算	(平成 28 年 12 月)	公園・緑地維持管理研究会	改訂 5 版公園・緑地の維持管理と積算	(平成 28 年 12 月)	
造園修景積算研究会	造園修景積算マニュアル	(令和元年 4 月)		(削除)		
	(追加)		造園修景積算研究会	造園修景積算の手引き	(令和 5 年 4 月)	
国土交通省	都市公園の樹木の点検・診断に関する指針 (案)	(平成 29 年 9 月)	国土交通省	都市公園の樹木の点検・診断に関する指針 (案)	(平成 29 年 9 月)	
第 4 節 樹木整姿工			第 4 節 樹木整姿工			
8-3-4-3 高中木整姿工			8-3-4-3 高中木整姿工			
1. 高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。			1. 高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。			
(4) 高さ 2m以上の箇所で作業を行う場合は、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)、労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号) 等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。			(4) 高さ 2m以上の箇所で作業を行う場合は、労働安全衛生法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)、労働安全衛生規則 (令和 7 年厚生労働省令第 57 号) 等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。			
第4章 施 設 整 備			第 4 章 施 設 整 備			
第2節 適用すべき諸基準			第2節 適用すべき諸基準			
受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。			受注者は、 設計図書 において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。なお、基準類と 設計図書 に相違がある場合は、原則として 設計図書 の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と 協議 しなければならない。			
日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和3 年5 月)	日本公園緑地協会	造園施工管理 技術編	(令和3 年5 月)	
日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和3 年7 月)	日本公園緑地協会	造園施工管理 法規編	(令和3 年5 月)	

現 行			改 定			摘 要
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年 1月)	日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年 1月)	
日本道路協会	アスファルト混合所便覧	(平成8年10月)	日本道路協会	アスファルト混合所便覧	(平成8年10月)	
日本道路協会	透水性舗装ガイドブック 2 0 0 7	(平成19 年3 月)	日本道路協会	透水性舗装ガイドブック 2 0 0 7	(平成19 年3 月)	
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18 年2 月)	日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18 年2 月)	
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年 2月)	日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年 2月)	
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年 9月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年 9月)	
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年 2月)	日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年 2月)	
日本道路協会	自転車道等の設計基準解説	(昭和49年10月)	日本道路協会	自転車道等の設計基準解説	(昭和49年10月)	
日本道路協会	自転車利用環境整備のためのキーポイント	(平成25年6月)	日本道路協会	自転車利用環境整備のためのキーポイント	(平成25年6月)	
土木学会	舗装標準示方書 2023 年制定	(令和5 年10 月)	土木学会	舗装標準示方書 2023 年制定	(令和5 年10 月)	
土木学会	コンクリート標準示方書(設計編) [2023 年制定] (2023年9月)		土木学会	コンクリート標準示方書(設計編) [2023 年制定] (2023年9月)		
土木学会	コンクリート標準示方書(施工編) [2022 年制定] (2023年3月)		土木学会	コンクリート標準示方書(施工編) [2022 年制定] (2023年3月)		
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(平成24年6月)	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(平成24年6月)	
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)	国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)	
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)	国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)	
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和61年6月)	建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和61年6月)	
第3節 給水設備工			第3節 給水設備工			
8-4-3-2 材料			8-4-3-2 材料			
1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。			1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。			
JIS A 5314	(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)		JIS A 5314	(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)		
JIS B 2011	(青銅弁)		JIS B 2011	(青銅弁)		
JIS B 2051	(可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁)		JIS B 2051	(可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁)		
JIS B 2061	(給水栓)		JIS B 2061	(給水栓)		
JIS B 2062	(水配管用仕切弁)		JIS B 2062	(水配管用仕切弁)		
JIS B 2220	(鋼製管フランジ)		JIS B 2220	(鋼製管フランジ)		
JIS B 2301	(ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手)		JIS B 2301	(ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手)		
JIS B 2302	(ねじ込み式鋼管製管継手)		JIS B 2302	(ねじ込み式鋼管製管継手)		
JIS B 2311	(一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手)		JIS B 2311	(一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手)		
JIS B 2312	(配管用鋼製突合せ溶接式管継手)		JIS B 2312	(配管用鋼製突合せ溶接式管継手)		
JIS B 2313	(配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)		JIS B 2313	(配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)		
JIS B 2316	(配管用鋼製差込み溶接式管継手)		JIS B 2316	(配管用鋼製差込み溶接式管継手)		
JIS B 2352	(ベローズ形伸縮管継手)		JIS B 2352	(ベローズ形伸縮管継手)		
JIS B 8302	(ポンプ吐出し量測定方法)		JIS B 8302	(ポンプ吐出し量測定方法)		
JIS B 8313	(小形渦巻ポンプ)		JIS B 8313	(小形渦巻ポンプ)		
JIS B 8319	(小形多段遠心ポンプ)		JIS B 8319	(小形多段遠心ポンプ)		
JIS B 8322	(両吸込渦巻ポンプ)		JIS B 8322	(両吸込渦巻ポンプ)		
JIS B 8323	(水封式真空ポンプ)		JIS B 8323	(水封式真空ポンプ)		
JIS B 8331	(多翼送風機)		JIS B 8331	(多翼送風機)		

現 行	改 定	摘 要
JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁) JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) JIS K 1450 (水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど)) JIS K 6353 (水道用ゴム) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) 3. 量水器は、計量法(平成4年法律51号)に定める検定合格品とし、方式は特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。 (1)口径13のものは、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。 (2)口径20以上40以下のものは、複箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。 (3)口径50以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)またはたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。 第5節 汚水排水設備工 8-4-5-2 材料 1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JISA5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-性能試験方法通則) JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品-検査方法通則) JIS G 3470 (コルゲートセクション) JIS G 3471 (コルゲートパイプ) JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6777 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6776 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管) JIS R 1201 (陶管) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)	JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁) JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管) (削除) JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) JIS K 1450 (水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど)) JIS K 6353 (水道用ゴム) JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) 3. 量水器は、計量法(平成26年6月改正 法律第69号)に定める検定合格品とし、方式は特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。 (1)口径13のものは、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。 (2)口径20以上40以下のものは、複箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。 (3)口径50以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)またはたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。 第5節 汚水排水設備工 8-4-5-2 材料 1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JISA5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-性能試験方法通則) JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品-検査方法通則) JIS G 3470 (コルゲートセクション) JIS G 3471 (コルゲートパイプ) JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6777 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手) JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) JIS K 6776 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管) (削除) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)	

現 行	改 定	摘要
JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鉄製管継手） JIS B 2302（ねじ込み式鋼管製管継手） JIS B 2011（青銅弁） JIS B 2031（ねずみ铸铁弁） JIS A 4101（ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品）	JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鉄製管継手） JIS B 2302（ねじ込み式鋼管製管継手） JIS B 2011（青銅弁） JIS B 2031（ねずみ铸铁弁） （削除）	
第5章グラウンド・コート整備	第5章グラウンド・コート整備	
第2節適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本公園緑地協会造園施工管理技術編（令和3年5月） 日本公園緑地協会造園施工管理法規編（令和3年7月） 日本公園緑地協会都市公園技術標準解説書（令和元年7月） 日本道路協会道路土工要綱（平成21年7月） 日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書同解説（平成4年12月） 日本道路協会道路土工-擁壁工指針（平成24年9月） 日本道路協会道路土工-カルバート工指針（平成22年4月） 日本道路協会道路土工-仮設構造物工指針（平成11年3月） 日本道路協会舗装再生便覧（平成22年12月） 日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月） 日本道路協会舗装施工便覧（令和7年版）（令和7年3月） 日本道路協会アスファルト混合所便覧（平成8年10月） 日本道路協会透水性舗装ガイドブック2007（平成19年3月） 土木学会コンクリート標準示方書(設計編)〔2023年制定〕（2023年9月） 土木学会コンクリート標準示方書(施工編)〔2022年制定〕（2023年3月） 土木学会コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 国土交通省アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日） 国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日） 建設省コンクリート中の塩化物総量規制について（昭和61年6月） 全日本建設技術協会土木構造物標準設計第2巻（平成12年9月） 日本スポーツ施設協会屋外スポーツ施設の建設指針（令和7年3月） 日本テニス協会テニスコートの建設マニュアル（平成7年11月） 日本運動施設建設業協会グラウンド・コート舗装施工指針第3版（令和2年7月）	第2節適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本公園緑地協会造園施工管理技術編（令和3年5月） 日本公園緑地協会造園施工管理法規編（令和3年7月） 日本公園緑地協会都市公園技術標準解説書（令和7年6月） 日本道路協会道路土工要綱（平成21年7月） 日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書同解説（平成4年12月） 日本道路協会道路土工-擁壁工指針（平成24年9月） 日本道路協会道路土工-カルバート工指針（平成22年4月） 日本道路協会道路土工-仮設構造物工指針（平成11年3月） 日本道路協会舗装再生便覧（平成22年12月） 日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月） 日本道路協会舗装施工便覧（令和7年版）（令和7年3月） 日本道路協会アスファルト混合所便覧（平成8年10月） 日本道路協会透水性舗装ガイドブック2007（平成19年3月） 土木学会コンクリート標準示方書(設計編)〔2023年制定〕（2023年9月） 土木学会コンクリート標準示方書(施工編)〔2022年制定〕（2023年3月） 土木学会コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 国土交通省アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日） 国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日） 建設省コンクリート中の塩化物総量規制について（昭和61年6月） 全日本建設技術協会土木構造物標準設計第2巻（平成12年9月） 日本スポーツ施設協会屋外スポーツ施設の建設指針（令和7年3月） 日本テニス協会テニスコートの建設マニュアル（平成7年11月） 日本運動施設建設業協会グラウンド・コート舗装施工指針第3版（令和2年7月）	
第4節スタンド整備工 8-5-4-2材料	第4節スタンド整備工 8-5-4-2材料	

